県営水道の地震対策

県営水道では、大きな地震が起きたときにも皆さまの飲み水を確保できるように、日ごろから水道施設の耐震化や、停電となった場合でも、浄水場の水を送ることができるよう非常用の発電設備を設置するなどの対策を進めています。

神奈川県地域防災計画では、県営水道は、一日も早く水道による供給ができるよう水道施設の復旧を行うとともに、災害用指定配水池に飲料水を確保し、給水区域内の市や町が行う応急給水を支援する役割を担っています。

今回は、県営水道の地震災害時における市町の応急給水への支援や連携、また、水道施設の耐震化対策について紹介します。

地震発生時の県営水道と市町の役割

県営水道の役割

地震により被害を受けた水道施設を早期に復旧します。また、災害用指定配水池における給水車への注水作業や、水パック製造機やウォーターバルーンなどにより、市町が行う応急給水活動を支援します。

市町の役割

広域避難所など、給水拠点において、給水車や非常用貯水タンクなどからの応急給水を行います。

ウォーターバルーンによる応急給水

災害用指定配水池

地震災害時に生活用の飲料水を確保する目的で、県内に136箇所ある配水池のうち39箇所を指定しています。

緊急遮断弁

震度6弱以上の地震を感じると、自動的に弁が閉止して、配水池内に飲料水を確保します。

非常用貯水タンク※

地震災害時等に応急給水を行うため、市や町が広域避難場所等に設置しています。

（※非常用貯水タンクの設置場所についてはお住まいの市町にお問い合わせください。）

応急復旧工事

県営水道では、地震で水道管が壊れた場合、一刻も早く修理ができるように、水道工事店の組合などと協定を結ぶとともに、県内外の他の水道局と互いに応援し合える体制を整えています。

また、給水区域内の12箇所の倉庫に水道管を修理するための材料を保管して災害に備えています。

家庭での地震対策

ご家庭でも大きな地震などによる断水に備えて、水道水をくみ置きしておくことをお勧めします。くみ置きは１人１日３リットル３日分の確保が目安です。

飲料水の備蓄方法　※ポリ容器などに水道水をくみ置きする時には、次のことにご注意をお願いします。

1. 密封性のよい容器を選び、中をよく洗ってください。
2. 容器に空気が残らないように水道水を入れて、しっかり密閉してください。
3. 日の当たらない涼しい場所で保管してください。
4. 保管した水は、４日(夏季)～10日(冬季)程度を目安に、洗濯や掃除に利用するなど交換してください。ただし、浄水器を通した水の場合は、塩素による消毒効果がないため毎日交換してください。なお、保管した水を飲用するときは、必ず煮沸してください。

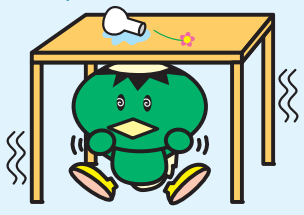

水道施設の耐震化

これまで県営水道では、発生の切迫性が指摘されている東海地震に備えて施設の耐震補強を図ってきました。その備えはおおむね完了していますが、平成20年に基準が改正されて、県営水道の給水区域で最大規模の地震動が想定される南関東地震に備えることが求められるようになりましたので、この地震に備えた浄水場や配水池などの耐震補強を図っています。

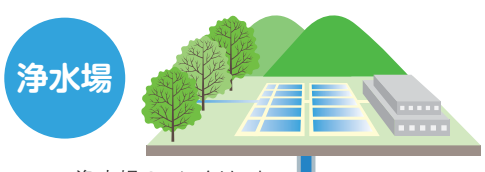

浄水場のコンクリート構造物は配水池と同様な耐震補強を図ります。

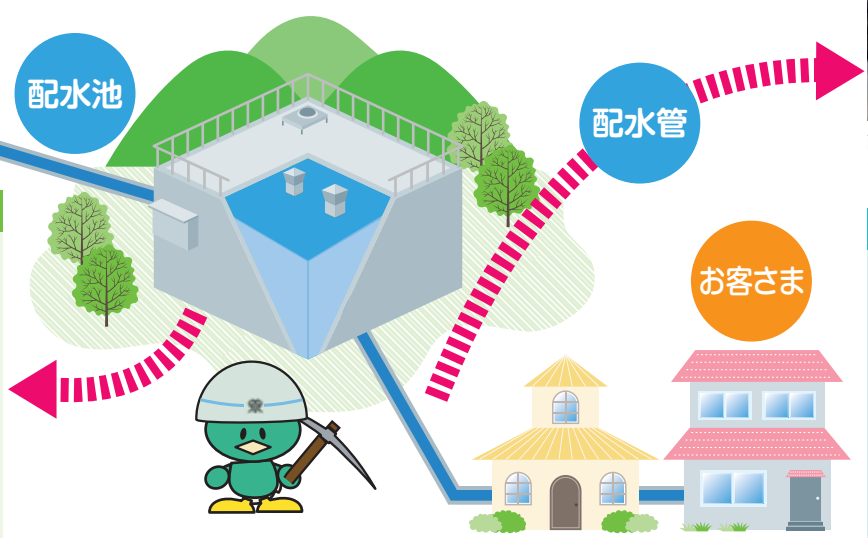

配水管を取り替える際に、耐震継手管を採用しています。

配水池などの耐震補強のイメージ

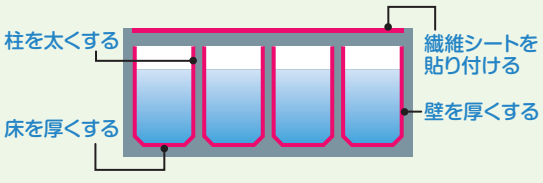

床、壁、柱は、新たにコンクリートを打って、断面を大きくしたり、鉄筋の量を増やしたりします。天井は、繊維シートを貼り付けて補強します。

耐震継手管のしくみ
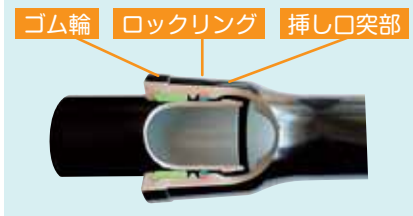
挿し口突部がロックリングに当たり、抜け出しを防止